

官民出資会社に関する株主間協定書

生活排水処理事業等に係る事務の補完と技術の継承を担う官民出資会社（以下「官民出資会社」という。）の設立、運営に関して、秋田県（以下「甲」という。）、秋田県内各市町村（乙1から乙25まで）（以下、個別に又は総称して「乙」という。）及び選定事業者（代表事業者その他構成員（丙1から丙3まで））（以下、個別に又は総称して「丙」という。また、以下、甲乙丙を個別に又は総称して「当事者」という。）は、以下のとおり株主間協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、各当事者の権利義務を定めるとともに、官民出資会社の円滑な事業運営に必要な各当事者の協力、諸手続等について定めるものである。

（当事者の義務）

第2条 各当事者は、会社法（平成17年法律86号）の規定による株式会社として官民出資会社を設立するため、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 丙は、提案事項（甲の行う生活排水処理事業等の事務を補完する官民出資会社パートナー事業者募集手続きにおいて、丙が提出した提案書、プレゼンテーションにおける選定委員からの質問及びその回答、その他丙が協定締結までに提出した一切の書類をいう。）の内容を、官民出資会社において実現できるよう最善の努力をするものとする。
- 3 各当事者は、甲及び乙が運営する公営企業等の持続性確保並びに官民出資会社の効率的な事業執行及び効果的な事業拡大につながる提案を発意することができるものとし、合理的な提案があった場合には、その提案の実現に向けて相互に協力する。

（官民出資会社の設立）

第3条 各当事者が発起人となって、令和5年11月頃を目処に次項以下に定める内容で官民出資会社を設立するものとする。

- 2 官民出資会社の商号は株式会社ONE・AQITAとする。
- 3 官民出資会社の定款に定める事業目的は、「生活排水処理事業等の事務を補完する官民出資会社パートナー事業者募集要項（令和5年3月 秋田県）」の「第4章 官民出資会社の経営方針」の内容を基に、各当事者が別途合意の上決定する。
- 4 官民出資会社の本店の所在地は、秋田県秋田市に置く。
- 5 官民出資会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を置く。
- 6 官民出資会社の発行可能株式総数は、2万株とする。
- 7 官民出資会社設立時の資本金は金50,000,000円、資本準備金は金50,000,000円とし、発行株式数は1万株（一株あたりの払込額は金10,000円）とする。
- 8 官民出資会社が発行するすべての株式は、会社法第2条第17号に規定される譲渡制限株式とし、その譲渡には株主総会の承認を要することを定款で定めるものとする。

- 9 本会社の設立時の持株比率及び引受株数は、別紙1に定めるとおりとする。各当事者は割り当てられた株式を引き受け、遅滞なく出資金を現金で払い込むものとする。
- 10 本会社の設立に係る事務手続きは、発起人を代表して丙が行うものとし、甲及び乙はこれに協力する。
- 11 前項の事務手続きに要する費用は丙が支払いを行い、法令及び定款の定めにより設立費用として認められるものについては、官民出資会社の設立後に官民出資会社が丙に支払う。

(意思決定)

第4条 官民出資会社における意思決定は、法令及び定款の定めに従い、株主総会における決議及び取締役会の決定により行う。

(取締役候補者の指名等)

- 第5条 官民出資会社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、員数は5名以内とする。
- 2 甲及び乙は、官民出資会社の取締役候補者3名を指名し、そのうち1名を代表取締役候補者として指名する権利を有する。
 - 3 丙は、官民出資会社の取締役候補者2名を指名する権利を有する。
 - 4 いずれかの当事者が官民出資会社の取締役候補者として指名して取締役に選任された者が、任期満了、辞任、解任、死亡等により退任する場合、当該取締役を指名した当事者は、後任となる官民出資会社の取締役候補者を指名することができる。

(監査役候補者の指名等)

第6条 官民出資会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、員数は2名以内とする。

(官民出資会社の従業員)

- 第7条 甲は、官民出資会社の従業員として、職員を派遣するものとする。
- 2 乙は、甲と協議の上、官民出資会社の従業員として、職員を派遣することができる。
 - 3 甲及び乙が派遣する職員の派遣の期間は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)の規定に基づき、3年を超えない範囲内とする。
 - 4 丙は、官民出資会社の従業員として社員を出向させるものとし、会社設立時においては社員2名を出向させるものとする。
 - 5 前項の規定により、丙が社員を出向させるに当たっては、丙との雇用契約を解除し官民出資会社と雇用契約を結ぶ転籍出向又は丙との雇用契約を解除することなく官民出資会社の業務に従事する在籍出向のいずれの形態も可能とする。なお、転籍出向の場合には、その従業員の給料を官民出資会社が直接負担するものとし、在籍出向の場合には、官民出資会社が丙に対して負担金を支払うものとする。
 - 6 丙が出向させる社員については、官民出資会社の業務に専属で従事することを原則とす

る。ただし、丙と官民出資会社間において、官民出資会社に出向した後も丙の職務に従事すること（以下「兼務出向」という。）について合意した場合には、この限りではない。

7 前各項の規定により派遣される従業員の勤務条件等については、各当事者と官民出資会社間で協議し、別途定めるものとする。

8 各当事者は、第1項、第2項又は第4項の規定により派遣又は出向した職員又は社員について、任期満了、退職その他の事由により派遣又は出向を継続できなくなったときは、代わりとなる職員又は社員を派遣又は出向させるものとする。ただし、当事者間において、従業員の補填を不要と判断した場合にはこの限りではない。

（株式の譲渡制限）

第8条 第3条第8項の規定に関して、各当事者が、自らが保有する官民出資会社の株式の全部又は一部の譲渡、担保設定その他処分（以下「譲渡等」という。）を希望する場合には、あらかじめ他の各当事者に対して譲渡先、譲渡株式数等を示して協議をし、全当事者の同意を得るよう誠実に対応するものとする。

2 前項に規定する場合において、株式の譲渡等を希望する当事者は、前項の協議を経た後に、官民出資会社に対して、会社法第136条に定める株式の譲渡承認請求を行うことができる。

（業務委託契約に関する実施協定の締結及び遵守）

第9条 甲は、官民出資会社設立後速やかに、官民出資会社との間において、業務委託に関する基本的な方針を定めた実施協定を締結するものとする。

（資金調達）

第10条 官民出資会社における資金調達は、本会社による自主的な資金調達を原則とする。

（配当）

第11条 官民出資会社の配当は、当期純利益の範囲内で、株主総会の承認を得て行うものとする。

（官民出資会社の情報に関する留意事項）

第12条 丙は、官民出資会社の株主として把握した官民出資会社の情報について、会社法に定められた株主としての権利行使する目的以外に使用してはならない。

2 丙は、官民出資会社に出向させた役員及び社員について、業務に従事する中で得た秘密情報を、官民出資会社の在職中及び退職後において、第三者に公表、開示しないよう書面によって誓約させるものとする。

（利益相反取引の制限）

第13条 丙が出向させた役員及び社員は、丙、丙と資本面において密接な関連のある者（丙

が当該企業の発行済株式総数の 50% を超える株式を有し、又はその出資総額の 50% を超える出資をしている者をいう。) 又は丙と人事面において密接な関連のある者 (丙の役員又は社員が当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合の当該法人をいう。) が行った業務を履行監視の対象とする官民出資会社の業務に一切関与しないものとする。

2 丙は、前項の遵守事項を、当該役員及び社員に、書面によって誓約させるものとする。

(入札等の競争性の阻害に関する制限)

第 14 条 官民出資会社が成果品として納品した積算資料を基に甲又は乙が工事に関する入札を実施する場合、丙は、当該入札に参加してはならない。

(秘密保持義務)

第 15 条 各当事者は本協定の締結又は履行に起因又は関連して他の当事者から開示された情報 (次の各号に掲げる情報を除く。以下「秘密情報」という。) について、本協定の履行以外の目的で使用又は第三者に公表、開示してはならない。

- (1) 情報開示の時点において既に公知の情報
- (2) 情報開示の時点において情報受領者が既に入手していた情報
- (3) 情報開示以後、各当事者又はその関係者の責によることなく公知となった情報
- (4) 情報開示以後、情報受領者が秘密保持義務を負わない第三者から正当に入手した情報

2 前項の規定は、次の各号における必要最小限の範囲で行う情報の開示については適用しない。なお、各当事者は、第 1 号に規定する場合には、開示先が法律、条例、政令、規則、告示、通達、ガイドライン、行政指導又は行政手続き (以下総称して「法令等」という。) に基づき守秘義務を負っている者である場合を除き、本条と同等の秘密保持義務を課すものし、開示先が秘密保持義務に違反した場合には、他の当事者に対してその責任を負う。

- (1) 各当事者が自らのアドバイザーに開示する場合
- (2) 法令等に基づき公表又は開示が義務付けられる場合
- (3) 関係当局 (行政機関の他、金融商品取引所を含む。) から要請を受けた場合

(反社会的勢力の排除)

第 16 条 丙は、丙及び丙と資本面又は人事面において関連のある者が、現在及び過去 5 年間に暴力団等 (その団員、構成員及び関係企業を含む)、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はその他これらに準ずる者 (以下「反社会的勢力」という。) の何れにも該当しないことを他の当事者に表明するとともに、将来にわたってもこれに該当しないことを確約する。

2 丙は、丙及び丙と資本面又は人事面において関連のある者が、現在、次の各号を満たすことを他の当事者に表明するとともに、将来にわたってもこれらを満たすことを確約する。

- (1) 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係にある者 (以下「反社会的勢力等」という。) によってその経営を支配若しくは関与されていないこと
- (2) 自らが反社会的勢力等を利用し、又は資金若しくは便宜等を提供していないこと

- (3) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係等のないこと
- 3 丙は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に掲げる行為を行わないことを他の当事者に対して確約する。
- (1) 暴力的な要求
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求
 - (3) 取引に関する脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、若しくは相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為

(公租公課及び費用)

- 第 17 条 各当事者は、本協定に別途定めるものを除き、本協定及び本協定において企図される取引に関して各自に課される公租公課を各自支払う。
- 2 各当事者は、本協定に別途定めるものを除き、本協定及び本協定において企図される取引の交渉、準備、締結及び実行に関連して自らに生じ又は自らのために支出された全ての費用を各々負担する。

(本協定の有効期間等)

- 第 18 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了後は有効期間を 5 年間として同内容で更新するものとし、その後についても同様とする。
- 2 官民出資会社は、期間を 5 年間とした中期経営計画を定めて自らモニタリングを行うこととし、中期経営計画の期間終了後には、成果を踏まえて執行体制等について検証を行い、各当事者に書面で報告するものとする。
- 3 本協定の有効期間満了の 6 カ月前までにいずれかの当事者が書面で申し出た場合、又は前項の報告に基づきいずれかの当事者が申し出た場合、各当事者が協議の上、本協定の内容の修正又は変更を行うことができるものとする。

(本協定の解除)

- 第 19 条 甲及び乙は、丙が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった場合、本協定を解除又は、当該丙との関係で本協定を解除することができる。
- (1) 本協定に定める義務に対して重大な違反を行い、甲又は乙から書面によりその是正の催告を受けた場合において、当該催告から 30 日以内に当該違反が是正されないと、又は是正が不可能であると合理的に判断されるとき
 - (2) 強制執行若しくは公租公課の滞納処分を受け、又はこれらを受けるべき事由が生じた場合
 - (3) 法的倒産手続の申立てを行った場合、又は法的倒産手続が開始された場合
- 2 丙は、甲又は乙が本協定に定める義務に対して重大な違反を行い、甲又は乙に書面により是正の催告を行った場合において、当該催告から 30 日以内に当該違反が是正されないと

き、又は是正が不可能であると合理的に判断されるときは、本協定を解除することができる。

- 3 第1項の規定により本協定が解除された場合、官民出資会社、甲及び乙は、解除を受けた当事者に対し、1株当たり10,000円又は解除時における1株当たり簿価純資産額の80%のいずれか低い方の金額で、その当事者が保有する官民出資会社の株式を売り渡すことを請求する権利を有する。
- 4 第2項の規定により、本協定が解除された場合、丙は、解除を受けた当事者に対し、1株当たり10,000円又は解除時における1株当たり簿価純資産額の80%のいずれか低い方の金額で、その当事者が保有する官民出資会社の株式を売り渡すことを請求する権利を有する。
- 5 各当事者は、第1項各号又は第2項の事由に該当した者に対し、前2項の請求の有無にかかわらず、本協定の違反により被った損害の賠償を請求することができる。
- 6 第1項又は第2項の規定により本協定が解除された場合であっても、第15条、第22条、及び第23条の規定については、引き続き効力を有するものとする。

(本協定上の地位等の譲渡等の禁止)

第20条 各当事者は、第三者に対して、本協定上の地位又は本協定に基づく権利若しくは義務を譲渡、移転その他の方法により処分(合併、会社分割又は事業譲渡による移転を含む。)してはならない。ただし、他の全当事者が書面により承諾した場合は、この限りではない。
2 各当事者は、正当な理由がない限り第1項の承諾を拒まないものとする。

(本協定の公表)

第21条 各当事者は、本協定の秘密情報について公表する場合には、公表の時期、方法及び内容等について、事前に協議を行うものとする。ただし、各当事者又はその関係者が法令等の規定、金融商品取引所の規則又は司法・行政機関等により公表を要求される場合で、合理的な理由があるときは、この限りでない。

(裁判管轄)

第22条 各当事者は、本協定に関する一切の紛争について、秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(誠実協議)

第23条 各当事者は、本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、本協定の趣旨に従い、誠実に協議の上これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を29通作成し、本協定の当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年10月20日

(甲)

秋田県

秋田県知事 佐竹敬久



(乙1)

秋田市

秋田市長 穂積



(乙2)

能代市

能代市長 齊藤滋宣



(乙3)

横手市

横手市長 高橋



(乙4)

大館市

大館市長 福原淳嗣



(乙5)

男鹿市

男鹿市長 菅原広二



(乙6)

湯沢市

湯沢市長 佐藤一夫



(乙7)

鹿角市

鹿角市長 関



(乙8)

由利本荘市

由利本荘市長 湊貴信



(乙9)

潟上市

潟上市長 鈴木雄太



(乙10)

大仙市

大仙市長 老松博行



(乙11)

北秋田市

北秋田市長 津谷永光



(乙12)

にかほ市

にかほ市長 市川雄次



(乙13)

仙北市

仙北市長 田口知明



(乙 14)

小坂町
小坂町長 細 越



(乙 15)

上小阿仁村
上小阿仁村長 小 林 悅 次



(乙 16)

藤里町
藤里町長 佐々木 文 明



(乙 17)

三種町
三種町長 田 川 政 幸



(乙 18)

八峰町
八峰町長 堀 内 滿 也



(乙 19)

五城目町
五城目町長 渡 邊 彦兵衛



(乙 20)

八郎潟町
八郎潟町長 岌 山 菊 夫



(乙 21)

井川町
井川町長 齋 藤 多 聞



(乙 22)

大潟村
大潟村長 高 橋 浩 人



(乙 23)

美郷町
美郷町長 松 田 知 司



(乙 24)

羽後町
羽後町長 安 藤 豊



(乙 25)

東成瀬村
東成瀬村長 備 前 博 和



(丙 1)

株式会社日水コン
代表取締役 間 山 一 典



(丙 2)

株式会社秋田銀行
代表取締役 新 谷 明 弘



(丙 3)

株式会社友愛ビルサービス
代表取締役 小 畑



別紙1 設立時の持株比率及び引受株式数

株主	持株比率	引受株数
甲	18.21%	1,821 株
乙 1	10.41%	1,041 株
乙 2	1.73%	173 株
乙 3	2.94%	294 株
乙 4	2.37%	237 株
乙 5	0.87%	87 株
乙 6	1.45%	145 株
乙 7	1.00%	100 株
乙 8	2.54%	254 株
乙 9	1.10%	110 株
乙 10	2.67%	267 株
乙 11	1.03%	103 株
乙 12	0.81%	81 株
乙 13	0.85%	85 株
乙 14	0.16%	16 株
乙 15	0.07%	7 株
乙 16	0.10%	10 株
乙 17	0.53%	53 株
乙 18	0.23%	23 株
乙 19	0.29%	29 株
乙 20	0.19%	19 株
乙 21	0.15%	15 株
乙 22	0.10%	10 株
乙 23	0.64%	64 株
乙 24	0.48%	48 株
乙 25	0.08%	8 株
丙 1	34.00%	3,400 株
丙 2	5.00%	500 株
丙 3	10.00%	1,000 株

